

○横手市契約審査会設置要綱

平成17年10月1日

訓令第46号

改正 平成19年4月1日訓令第15号

平成20年3月28日訓令第5号

平成23年4月1日訓令第10号

平成26年4月1日訓令第8号

平成27年4月1日訓令第3号

平成28年8月22日訓令第13号

平成31年3月29日訓令第6号

(趣旨)

第1条 この訓令は、横手市契約規則（平成17年横手市規則第58号。以下「規則」という。）第5条に規定する契約審査会（以下「審査会」という。）に関し必要な事項を定めるものとする。

(審議事項)

第2条 審査会において審議する事項は、次のとおりとする。

(1) 1号審査

ア 競争入札参加資格者名簿（以下「名簿」という。）に登録する者の資格基準及び資格審査に関する事項

イ 名簿に登録された者の処分に関する事項

(2) 2号審査

ア 一般競争入札に参加するものに必要な資格の設定及び当該資格を有することの確認に関する事項

イ 指名競争入札参加者の選定に関する事項

ウ 入札契約方式の選定に関する事項

エ 規則第43条の随意契約の限度額を超える随意契約の適否に関する事項

(3) 3号審査

ア 建設工事等の苦情処理等の審査に関する事項

イ 談合情報等不正行為を確認した場合における疑いの有無の審査に関する事項

(4) 4号審査 前各号に掲げるもののほか、契約方法及び契約手続等について市長が特に必要と認めた審査に関する事項

(組織)

第3条 審査会は、審査会長及び審査員をもって組織する。

2 審査会長は、財務部に属する事務を担当する副市長をもって充てる。

3 審査員は、前条の審査別に次の審査員をもって構成する。

(1) 1号審査 総務企画部長、財務部長、市民福祉部長、農林部長、商工観光部長、建設部長及び上下水道部長

(2) 2号審査 総務企画部長、財務部長、建設部長、上下水道部長、契約検査課長及び当該案件担当課長

(3) 3号審査 総務企画部長、財務部長、建設部長、上下水道部長、総務課長、契約検査課長、建設課長及び当該案件担当課長

(4) 4号審査 財務部長、契約検査課長及び審査会長がその都度指名する職員

4 審査会長は、特に必要があると認めた場合は、前項に定める職にある者以外の者から審査員を任命することができる。

(審査会長)

第4条 審査会長は、審査会を統括する。

2 審査会長に事故があるときは、財務部長の職にある審査員がその職務を代理する。

(会議)

第5条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、審査会長が招集する。

2 会議は、審査員の3分の2以上の出席がなければこれを開くことができない。

3 会議の議事は、出席審査員の半数以上の合意に基づき審査会長が決する。可否同数のときもまた同様とする。

(回議等による審査会の開催)

第6条 審査会の審議を要する事項で、緊急を要するため会議を招集する時間的余裕がないときは、審査員の3分の2以上に回議し、又は意見を求めたのち審査会長の決定を受け、審議に代えることができる。

(意見の聴取)

第7条 審査会が必要と認めたときは、審査会長は、関係者から意見を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(市長への報告)

第8条 審査会長は、審査会を開催したときは、当該審査内容について速やかに市長に報告しなければならない。

(審査会の庶務)

第9条 審査会の庶務は、財務部契約検査課において処理する。

附 則

この訓令は、平成17年10月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日訓令第15号）

この訓令は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成２０年３月２８日訓令第５号）抄
（施行期日）

- 1 この訓令は、平成２０年４月１日から施行する。

附 則（平成２３年４月１日訓令第１０号）
この訓令は、平成２３年４月１日から施行する。

附 則（平成２６年４月１日訓令第８号）
この訓令は、平成２６年４月１日から施行する。

附 則（平成２７年４月１日訓令第３号）
この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附 則（平成２８年８月２２日訓令第１３号）
この訓令は、平成２８年１０月１日から施行する。

附 則（平成３１年３月２９日訓令第６号）
この訓令は、平成３１年４月１日から施行する。